Cloudflareに対する 差止請求・発信者情報開示請求

弁護士 神田知宏

差止請求

国際裁判管轄

- 民訴3条の3第8号
- 不法行為に関する訴え
- 不法行為があった地が日本国内にあるとき(外国で行われた加害行為の結果が日本国内で発生した場合において、日本国内におけるその結果の発生が通常予見することのできないものであったときを除く。)。

不法行為があった地

- 最決平16 4 8 (民集58巻4号825頁)
 - 民訴法5条9号(中略)の「不法行為に関する訴え」の意義については、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する侵害の停止又は予防を求める差止請求に関する訴えをも含むものと解するのが相当である。
- 最判平26 4 24 (民集68巻4号329頁)
 - 民訴法3条の3第8号の「不法行為があった地」は、違法行為が行われるおそれのある地や、権利利益を侵害されるおそれのある地をも含むものと解するのが相当である。

国内土地管轄

- 民訴 5 条 9 号 (不法行為に関する訴え)
- 不法行為があった地
- ウェブサイトは日本全国で閲覧可能であるため、この閲覧行為によって損害が発生すると捉えるならば、日本全国が「損害の発生した土地」と観念することもできなくはない(判タ1395号26頁脚注4)

発信者情報開示請求

国際裁判管轄

- 民訴3条の3第8号(不法行為に関する訴え)
 - 発信者情報開示請求権は法定請求権であり、不法行為に関する訴えではないものとして扱われている
- 民訴3条の3第4号
 - 日本において事業を行う者(日本において取引を継続してする外国会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二号に規定する外国会社をいう。)を含む。)に対する訴え

日本において事業を行う者



https://www.cloudflare.com/ja-jp/

国内土地管轄

- 民訴10条の2(この法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないとき)
- 民訴規則 6 条の 2 (法第十条の二(管轄裁判所の特例)の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする)
- 東京地裁の管轄となる